

# マルチメディア著作権マニュアル

弁護士 坂田 均

## 1. マルチメディア時代の到来により、著作権管理はどのような影響を受けるのか。

- ・マルチメディアの特徴は、情報のデジタル化とグローバルネットワークの成立にある。

情報のデジタル化によって、既存の情報は改変が容易になるし、またネットワークの成立により情報拡散可能性が一挙に高まる。

このような状況の下で、著作権者がどのようにして自己の情報をコントロールするのか。また利用者はどのような範囲で他人の情報を利用できるのか。新たな対応が必要である。

### 関連

翻案権、著作者人格権(同一性保持権)、有線送信権、頒布権(映画著作物)

## 2. 既存の素材を利用して、マルチメディアコンテンツ或いはホームページを作成する場合に、注意すべきことは？

### 他人の著作物を利用する場合、許諾は誰から得るのか

- ・制作状況の聴取による、著作者(著作権者と著作者人格権者)の調査。
- ・権利集中管理団体に対する調査。
- ・著作権者及び著作者から利用態様に応じた許諾を得る。
  
- ・「著作権フリー」の表示は、必ずしも全ての行為を許諾するものではないことに注意する。
  
- ・従業員が、職務上作成したもので、会社の著作名義で公表されている作品の著作者としての地位(著作権及び著作者人格権)は、原則として会社に帰属する。
- ・会社と従業員の間、従業員に権利を帰属させる合意がある場合、この著作者としての地位は従業員に帰属する。
- ・会社が、第三者に開発を委託した場合 著作権の帰属は、会社と開発者との合意

- の内容によって決まる。合意のない場合は創作性を発揮した開発者に帰属する。
- ・ 第三者に開発を委託した場合、著作権が開発者から会社に譲渡されていても、著作人格権は開発者に残る。この場合著作人格権の不行使特約を締結することがあるが、その有効性には争いがある。
  - ・ 動画、静画、音楽、文章、プログラムなどの著作物ごとに権利処理を検討すること。
  - ・ 公正使用にあたる場合、許諾は不要である。営利目的のある場合やインターネットにアップロードする行為は、私的使用の範囲を超える。
  - ・ 一部分の文字どおりの無断複製は、その部分が原作品の重要な部分である限り、複製の量に関わらず違法な複製になる。
  - ・ 文字どおりの複製が無くても、作品の構成要素が多数類似している場合で、アクセスの可能性があった場合は、翻案権の侵害となる。
  - ・ 米国と異なり日本では、パロディーは公正使用にあたらぬ。

## 関連

職務著作、著作人格権の不行使特約

米国フェアユースの法理、「オー、プリティーマン」事件(米最高裁判)、侵害基準としてのパターンテスト

## 著作権の消滅しているものその他他人の非著作物を利用する場合の注意点

- ・ 事実、発見は、著作権法によって保護されない。創作性のある表現のみが保護される。
- ・ 他人の集めた事実を無断で抽出して利用する場合、それが大部或いは重要部分にわたるときは、他人の編集著作権の侵害になることがある。
- ・ 施設立ち入りや、原本を直接利用する場合、所有権者の承諾が必要である。一端複製したものの利用に関しては、承諾は不要である。
- ・ 他人の商品表示や営業表示を利用する場合、不正競争防止法上の規制に注意する必要がある。
- ・ 有名人の肖像権、氏名権などパブリシティ権を侵害していないかの検討が必要である。
- ・ 他人の私生活の情報などプライバシー権の侵害がないかの検討が必要である。
- ・ 利用の態様によっては、名誉毀損していないかの配慮も必要である。

## 関連

### 編集著作権

フェイスト事件(米最判1991年3月27日)

顔真卿自書告身帖事件(最高裁昭和59年1月20日判決)

著名商品表示の冒用、フリーライド、ダイリビューション理論  
マークレスター事件

## 3. 新たに素材を創作して、マルチメディアコンテンツ或いはホームページを作成する場合に注意すべきことは？

### 誰と、どのような権利処理をするのか？

- ・従業員、会社、又は開発受託者の何れに権利が帰属するのか。
- ・会社の著作名義で公表された職務上の創作物に関しては、会社、従業員間に合意がなくても、著作者たる地位(著作権及び著作者人格権)は会社に帰属する。
- ・第三者に開発委託する場合は、著作権の譲渡を受けておく必要がある。
- ・ただこの場合、著作権を会社に譲渡する合意をしても、著作者人格権は創作性を発揮した開発者に残る。

同一性保持権により、開発者の承諾なしには些細な改変も許されない。

例、映画をビデオにする際、画像が圧縮される

動画の色彩を変える

ストーリーの一部の削除

他の作品との合成

- ・著作者人格権の不行使特約の効力に関しては争いがある。  
実務では合意しておくのが普通である。  
またできるだけ具体的に改変方法を列挙することが賢明である。

## 関連

著作者の「意に反する」改変であるかどうかは、著作者の主観によって決せられる。著作者の名誉または声望を害するものである場合に限るとする改正の動きがある。

## 4. 構築したデータベースを守るためにはどうすればよいか？

### データベースは著作物か？

## データベースの種類

ファクトデータベース	顧客、商品データベース
リファレンスデータベース	検索データベース
マルチメディアデータベース	数字、文字、図画、動画、音楽等を内容とするデータベース

- ・ 創作性をどこに見いだすか。
- ・ 事実すぎないデータは、著作権法では保護されない。従って、許諾がなくても複製できる。
- ・ データベースは、たとえその構築に多大の費用と時間を要したとしても、それだけでは著作物にはならない。  
「額に汗して(人的、時間的コストをかけて)」構築したデータであっても、事実の選択或いは配列に個性がなければ、編集著作物ではない。
- ・ データの選択或いは体系的な構成に創作性が認められなければデータベース著作物ではない。
- ・ 素材選定基準を設けることが必要である。
- ・ ファイル構造、または検索ファイル構造が個性的であれば、創作性が認められる。
- ・ 汎用オーサリングソフトを使って、データベースを構築した場合、著作権が与えられない場合が多い。

## 関連

sui generis (新規立法) の動き (EU および WIPO)  
実質的部分の無断抽出行為の禁止に関する立法化の動き

## 5. 他人の著作物の改変はどこまで許されるのか?

- ・ 原則として、著作権者並びに著作者(著作者人格権を有するもの)の承諾がなければ改変できない。
- ・ 翻案の許諾を要する。

## 関連

著作権審議会マルチメディア小委員会検討経過報告

## 6 . 電子掲示板の主宰者にはどのような責任が発生するか？

- ・ 主宰者に掲示板をパトロールする義務があるかという点に関しては、議論は固まっていない。
  - ・ 電子掲示板に他人の作品が無断でアップロード或いはダウンロードされていることを知りながら放置し、或いは不注意によって知らなかった場合、主宰者は民事責任を負うことがある。
  - ・ 名誉毀損或いはプライバシーの侵害文書が流通している場合に責任を負うか。
  - ・ 故意、過失、貢献、又は寄与度等、責任要件は固まっていない。
- 
- ・ 規約で途中修正権を留保すること
  - ・ 倫理要綱の作成と解除権の留保が必要である。

### 関連

セガ事件(米連地裁判)、プレーボーイ事件(米連地裁判)  
ニフティサーブ事件(東京地裁)

## 7 . ホームページ主宰者の権利

- ・ ホームページには編集著作権が成立することが多い。
  - ・ 複製権に、一時的複製(単なる「使用」、RAM上に蓄積する行為)が含まれるかについては争いがある。
  - ・ ホームページ主宰者は、有線送信権(「公衆送信権」-自動公衆送信の場合は、送信可能化を含む)を行使できる。
  - ・ 利用者の無断再送信行為は、有線送信権により禁止できる(他に送信させない権利)。
  - ・ 翻案権を与えなければ、利用者は作品を改変することはできない。
- 
- ・ 利用者の適法複製品頒布行為は禁止できない。
- 
- ・ 他のホームページにリンクを張る行為は、自由に許される。  
但し、他のホームページの内容の一部を、出所がわからない形で自己のホームページに取り込む行為(いわゆるフレームド・リンク)は、違法な行為になる場合がある。
  - ・ また、人格権としての「リンクを張られない権利」が存在するかどうかについては、議論は煮詰まっていない

## 関連

複製権は過渡的複製権を含むか

米国における頒布権 (distribution right) の概念

(再販売を禁止する権利)

米国ホワイトペーパー(1995年9月)

## 8 . ホームページのコンテンツが外国で受信された場合の適用法

・ 発信地法を適用するのが原則

サーバーが複数国にある場合の処理に関しては定説がない。

以上

(受領日: 1997年11月 4日)